

昭和 31 年 11 月 1 日

規則第 68 号

## 大阪市こども相談センター規則

(所管)

第1条 大阪市中央こども相談センター（以下「中央こども相談センター」という。）は、こども青少年局の所管とする。

2 大阪市北部こども相談センター（以下「北部こども相談センター」という。）及び大阪市南部こども相談センター（以下「南部こども相談センター」という。）は、中央こども相談センターの所管とする。

(中央こども相談センター所長等)

第2条 中央こども相談センターに中央こども相談センター所長を置く。

2 中央こども相談センターに中央こども相談センター副所長を置くことがある。

3 中央こども相談センター所長及び中央こども相談センター副所長は、本市職員のうちから市長が命ずる。

4 中央こども相談センター所長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

5 中央こども相談センター副所長は中央こども相談センター所長を補佐し、中央こども相談センターの事務を整理し、所属員を指揮監督する。

6 中央こども相談センター所長に事故があるとき又は中央こども相談センター所長が欠けたときは、あらかじめ中央こども相談センター所長が定める職員が中央こども相談センター所長の職務を行う。

(一時保護所)

第3条 中央こども相談センター、北部こども相談センター及び南部こども相談センター（以下「中央こども相談センター等」という。）に一時保護所を置く。

(事務分掌)

第4条 一時保護所を除く中央こども相談センターの事務分掌は、次のとおりとする。ただし、北部こども相談センター及び南部こども相談センター（以下「北部こども相談センター等」という。）の所管に属するものを除く。

- (1) 児童及びその家庭についての相談、指導及び調査に関すること
- (2) 児童問題の調査研究及び統計並びに児童心理及び精神衛生知識の啓発に関すること
- (3) 児童福祉施設への入所措置その他児童の福祉措置に関すること
- (4) 家庭裁判所に係属する事件に関すること
- (5) 区役所に対する情報の提供その他必要な援助に関すること
- (6) 一時保護児童の所持及び遺留金品の保管及び処分に関すること
- (7) 児童の医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神衛生上の判定に関すること
- (8) 児童等に対する医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神衛生上の指導並びに必要な治療に関すること
- (9) 児童虐待の防止等に関すること
- (10) 里親相談に関すること
- (11) 教育相談に関すること
- (12) 北部こども相談センター等への援助及び連絡に関すること
- (13) 他の主管に属しないこと

2 一時保護所を除く北部こども相談センター等の事務分掌は、次の各号に掲げるこども相談センターの区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 一時保護所を除く北部こども相談センター 前項第1号から第10号までに掲げる事項で北部こども相談センターの所管区域に係るものとする。
- (2) 一時保護所を除く南部こども相談センター 前項第1号から第10号までに掲げる事項で南部こども相談センターの所管区域に係るものとする。

3 中央こども相談センター等に置く一時保護所の事務分掌は、次の各号に掲げる一時保護所の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 中央こども相談センターに置く一時保護所 次のとおりとする。
  - ア 児童の一時保護及び送致に関すること
  - イ 保護児童の生活指導に関すること
  - ウ 保護児童の給食及び衣服の給与並びに厚生指導に関すること
  - エ 北部こども相談センター等に置く一時保護所への援助及び連絡に関すること
- (2) 北部こども相談センター等に置く一時保護所 前号アからウまでに掲げるとおりとする。

(職の設置等)

- 第5条 中央こども相談センターに企画調整担当部長を置く。
- 2 北部こども相談センターに北部こども相談センター所長を置き、南部こども相談センターに南部こども相談センター所長を置く。
- 3 前2項に定めるもののほか、別表に定めるところにより、中央こども相談センター等に担当課長を置く。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、中央こども相談センターに中央こども相談センター一時保護所長を置く。
- 5 第2項及び第3項に定めるもののほか、北部こども相談センターに北部こども相談センター一時保護所長を置き、南部こども相談センターに南部こども相談センター一時保護所長を置く。
- 6 前各項に定めるもののほか、中央こども相談センター等に医務主幹、保健主幹、担当課長代理、医務副主幹、保健副主幹、副参事、担当係長又は医長を置くことがある。
- 7 担当課長代理の職名には、市長が定める所管事務を冠するものとする。
- 8 担当部長、担当課長及び担当課長代理は、その職名に冠された事務を専管するほか、こども青少年局長が定める事務を専管する。
- 9 企画調整担当部長、北部こども相談センター所長、南部こども相談センター所長、担当課長、医務主幹、保健主幹、担当課長代理、中央こども相談センター一時保護所長、北部こども相談センター一時保護所長、南部こども相談センター一時保護所長、医務副主幹、保健副主幹、副参事、担当係長及び医長は、本市職員のうちから市長が命ずる。
- 10 企画調整担当部長、北部こども相談センター所長、南部こども相談センター所長、担当課長、医務主幹、保健主幹、担当課長代理、中央こども相談センター一時保護所長、北部こども相談センター一時保護所長、南部こども相談センター一時保護所長、医務副主幹、保健副主幹、副参事、担当係長及び医長は、おのおの上司の命を受けて所管の事務を処理し、所属員を指揮監督する。
- 11 医務主幹、保健主幹、医務副主幹、保健副主幹、副参事、担当係長及び医長の事務分担は、こども青少年局長が定める。
- 12 担当係長及び医長以上を除く所属員の配置及び事務分担は、こども青少年局長が定める。

(担当の設置)

第6条 こども青少年局長は、中央こども相談センター等の分掌事務を処理する単位として、担当課長をリーダーとし、所属員で構成されるグループを置くことができる。

2 前項の規定により置かれるグループは担当と称し、担当の名称にはこども青少年局長が定める所管事務を冠するものとする。

3 こども青少年局長は、第1項の規定により担当を置いたとき又は担当の編成若しくは名称を変更したときは、市長に報告しなければならない。

(専決)

第7条 所長は、別に定めがあるものを除くほか、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 所属員に対する内国出張（市内出張及び宿泊を伴わない本市近接地内の出張を除く。）を命ずること

2 北部こども相談センター所長は、別に定めがあるものを除くほか、北部こども相談センターにおける次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 所属員に対する内国出張（市内出張及び宿泊を伴わない本市近接地内の出張を除く。）を命ずること

3 南部こども相談センター所長は、別に定めがあるものを除くほか、南部こども相談センターにおける次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 所属員に対する内国出張（市内出張及び宿泊を伴わない本市近接地内の出張を除く。）を命ずること

#### 附 則（令和4年3月29日規則第40号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

センター名	名称	人員
中央こども相談センター	運営担当課長	名 1
	調整担当課長	1
	心理相談担当課長	1
	相談支援担当課長	1
	虐待対応担当課長	1
	一時保護所担当課長	1
	教育相談担当課長	1
北部こども相談センター	児童相談担当課長	1
	一時保護所担当課長	1
南部こども相談センター	児童相談担当課長	1
	一時保護所担当課長	1